

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定により、特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告する。

なお、関係書類は、香川県政策部男女参画・県民活動課に備え置き、平成29年2月2日まで縦覧に供する。

平成28年12月16日

香川県知事 浜 田 恵 造

1 申請のあった年月日

平成28年12月2日

2 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

特定非営利活動法人香川県社会就労センター協議会

高橋 英雄

高松市前田東町585番地5

3 定款に記載された目的

（変更前）

この法人は香川県内の障害者施設等での授産事業の発展を推進し、もって障害者の社会的自立に寄与することを目的とする。

（変更後）

この法人は、香川県内の障害者施設等での授産事業並びに地域福祉の発展を推進し、もって障害者の社会的自立に寄与することを目的とする。